

関西広域連合における 国出先機関対策について

平成24年9月17日
関 西 広 域 連 合

関西広域連合における国出先機関対策について

I 関西広域連合の国出先機関対策の概要

- 1 関西広域連合について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 これまでの経緯、関西広域連合の動き・・・・・・・・・・ 2
- 3 “丸ごと移管”を主張・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 国出先機関の原則廃止の意義・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

II 国出先機関の移管に関する論点と法案の概要

- 1 国出先機関の移管について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 管轄区域について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 大規模災害時等の緊急オペレーションについて・・・・・・・・ 1 4
- 4 市町村との関わりについて・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 5 構成団体間の利害調整と迅速な意思決定について・・・・・・・・ 2 2
- 6 職員の引継ぎについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4
- 7 財源措置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

(別添参考資料)

「国土交通省（地方整備局）事業における事業決定までの流れ」 参考 1

「大規模災害時に国が行う主な緊急対応の流れ」 参考 2

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」の概要 参考 3

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」（全文） 参考 4

※ 特例法案は6/8 内閣府会議（第9回アクション・プラン推進委員会）で示されたものであり、今後変更される可能性がある。

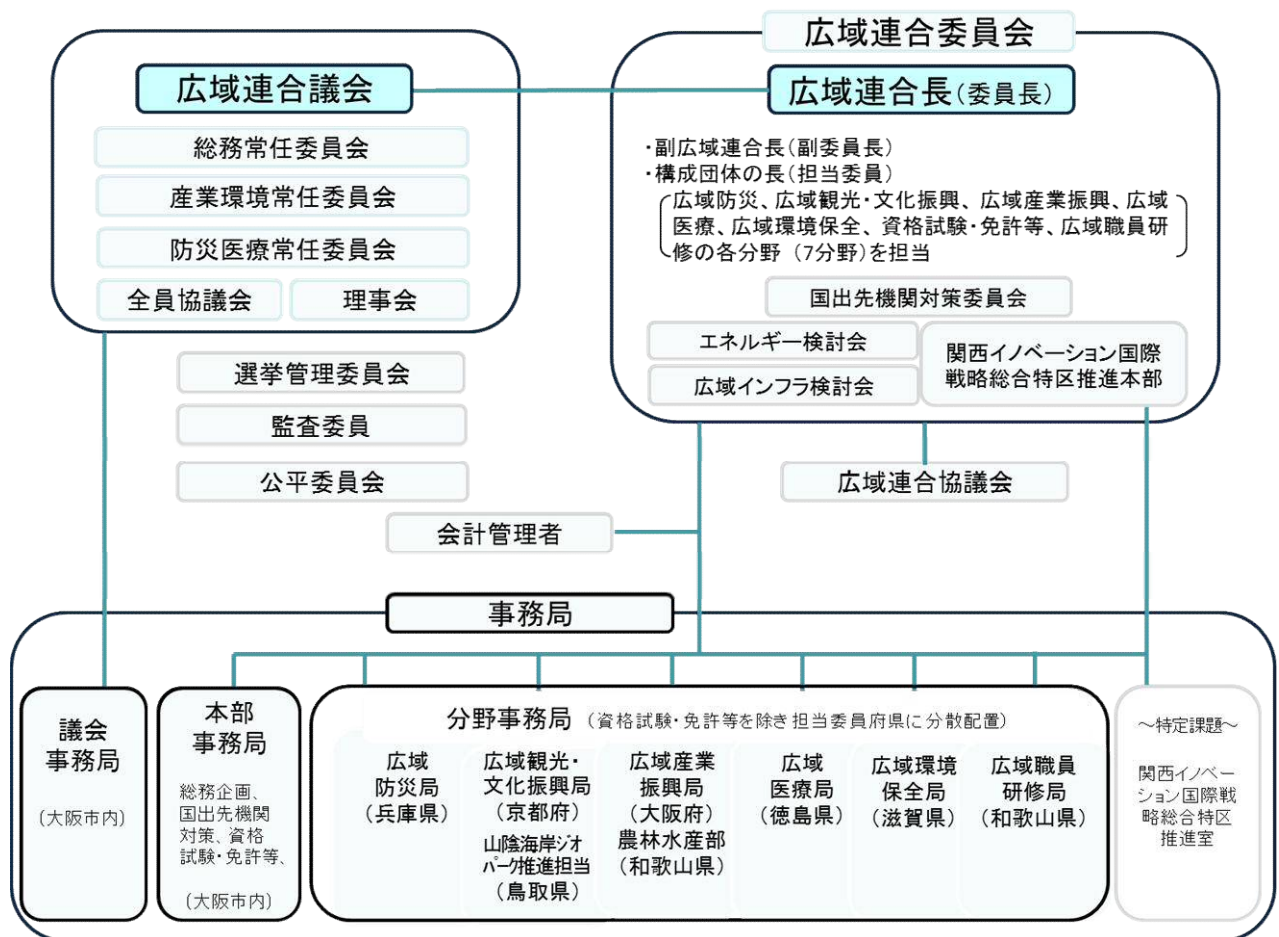
I 関西広域連合の国出先機関対策の概要

1 関西広域連合について

(1) 関西広域連合の設立のねらい

- ① 関西における広域行政を展開する（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
- ② 国と地方の二重行政を解消する（国出先機関の事務の受け皿づくり）
- ③ 地方分権の突破口を開く（分権型社会の実現への地方自らの取り組み）

(2) 関西広域連合のガバナンス、事務執行体制



構成団体 2府5県4政令市

(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、大阪市、堺市、京都市、神戸市)

職員数（9月1日時点）485名（専任30名、構成府県市職員との併任455人）

※議会事務局含む

2 これまでの経緯、関西広域連合の動き

21年 7 月

民主党の政権政策 Manifesto2009（抄）

【政策目的】

国と地方の二重行政は排し、地方にできることは地方に委ねる。

【具体策】

国出先機関を原則廃止する。

22年 6 月

「地域主権戦略大綱」 閣議決定

- ・ 全国一律・一斉に取り扱うのではなく、地方の発意による選択的実施による柔軟な取組を可能とする仕組みを検討・構築する。
- ・ 自治体間連携の自発的形成や広域連合など広域的实施体制の整備に
応じて、事務・権限の移譲が可能となるような仕組みも併せて
検討・構築する。

22年12月

「アクション・プラン」 閣議決定

- ・ 出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することが基本。
- ・ 広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。
- ・ 平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

22年12月

関西広域連合設立・国出先機関対策委員会の設置

23年 5 月

関西・九州から移管希望機関提示

関西、九州共に、当面の移管希望機関として①経済産業局、②地方整備局、③地方環境事務所を提示。

24年 3 月

近畿市長会・近畿府県町村会長会への説明会の実施

（※ 4 月以降の動きの詳細については次頁参考）

24年 6 月

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する特例法案」を提示

24 年 9 月

平成 24 年通常国会 会期末（9 月 8 日）

【参考】平成 24 年 4 月以降の動き（詳細）

●関西広域連合の取り組み、○国等の取り組み

1. 取組状況

●5月7日：地方分権改革シンポジウム「国出先機関の移管実現と地域の自立」

（九州地方知事会、関西経済連合会、九州経済連合会、日本経済団体連合会、経済同友会との共催）

○6月8日：「アクション・プラン」推進委員会（第9回）

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」について検討が行われ、法律案と閣議決定案の取扱いについて、川端内閣府特命担当大臣に一任された。

●6月13日：政府及び民主党への要請活動（嘉田国出先機関対策委員長）

要請先：逢坂誠二衆議院議員（地域主権調査会会長代行）

山花郁夫衆議院議員（地域主権調査会事務局長）

※地域主権推進担当の内閣府政務三役及び前原誠司政策調査会長、

海江田万里 地域主権調査会長については、事務方を通じて要請文を手交

●6月20日：政府及び民主党への要請活動（井戸連合長）

要請先：藤村修内閣官房長官、民主党陳情要請対応本部

○6月21日：第180回通常国会が9月8日迄延長

●6月21日：法律案の早期国会提出を求めるコメント発出（井戸連合長・嘉田委員長）

●7月3日：嘉田国出先機関対策委員長による緊急声明の発出

●8月23日：法律案の早期国会提出を求める声明の発出（関西広域連合）

●9月7日：法律案の早期国会提出を求める声明の発出（関西広域連合）

○9月8日：第180回通常国会が閉会

2. 今後の予定（見通し）

○閣議決定及び次期臨時国会への法案提出

3 “丸ごと移管”を主張

- ・ 国出先機関の機能そのものを廃止するのではない。
- ・ 出先機関の事務・権限、人員、財源等をそのまま広域連合に“丸ごと移管”するもの。（事務・権限の仕分けを前提とすると膨大な作業と些末な議論となる）
- ・ 当面の対象機関としては、「経済産業局」、「地方整備局」、「地方環境事務所」の3機関を求めている。
- ・ 最終的には、近畿農政局など内政に係る全ての国出先機関の移管を目指す。

【3機関の選定理由】

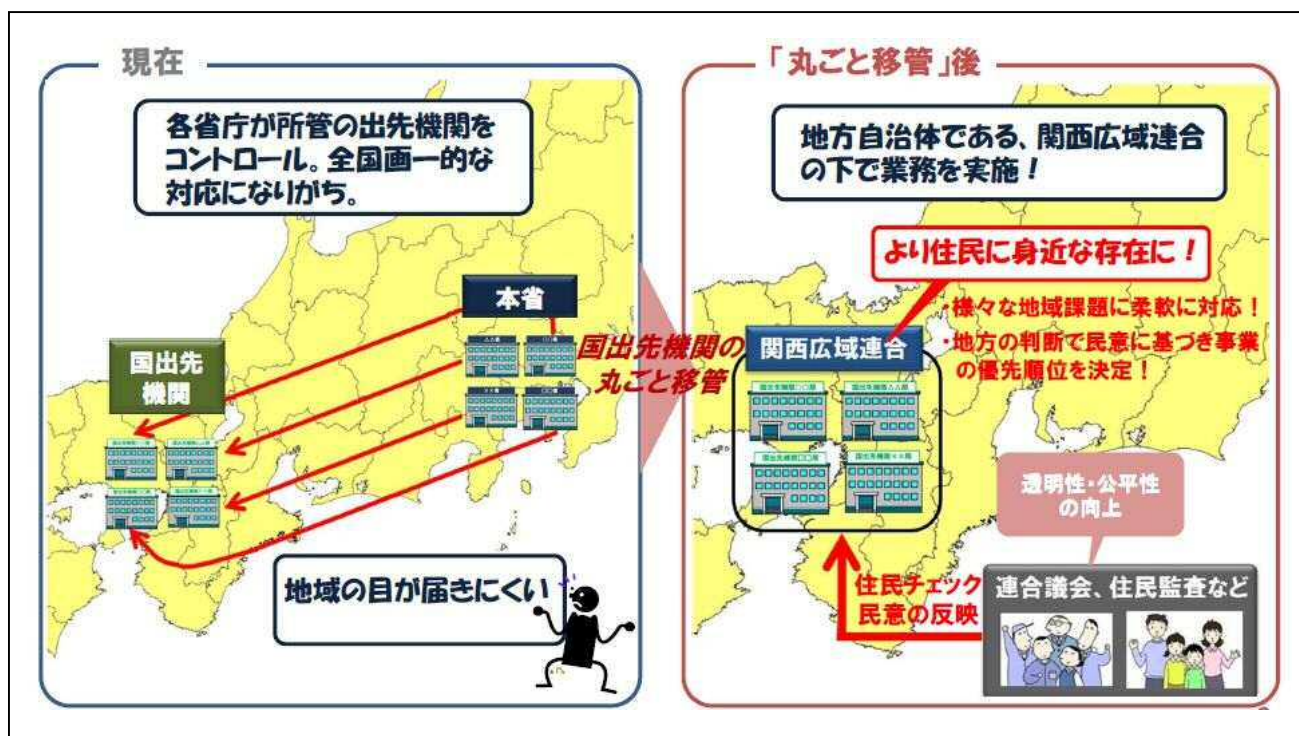
関西広域連合と九州地方知事会とが協力をし、まずは、3機関の移管を求めた。

- ① 近畿経済産業局：中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い。
- ② 近畿地方整備局：直轄国道・河川等住民生活に直接影響するインフラ整備を担う。
- ③ 近畿地方環境事務所：山陰海岸ジオパークの保全と活用など総合的な行政を展開。

4 国出先機関の原則廃止の意義

(1) ガバナンスの向上と政策への「地域ニーズ」の迅速な反映

地域から遠い本省のコントロールではなく、住民に選ばれた知事や議員のガバナンス下で行政運営の公平性・透明性が向上、地域の意見が反映されやすい組織。



- (2)「二重行政」や「縦割り行政」を解消し、地方ならではの総合行政を展開
 省庁・自治体の枠を越えた地方ならではの総合行政を展開、効果的・迅速な事業実施が可能。

【効果例】

- ・経済産業局と自治体による類似の中小・ベンチャー支援の総合的推進



- ・国道と県道の管理主体の連携による効果的な管理や整備

(例)道路が損傷している場合の補修など



Ⅱ 国出先機関の移管に関する論点と法案の概要

1 国出先機関の移管について

(1) 国出先機関の組織を廃止することで地域住民の安全安心な生活を確保することができなくなるのではないか。

《考え方》

- ・ この取組は、国出先機関の権能そのものを廃止するのではなく、出先機関の事務・権限・人員・財源、資機材等をそのまま広域連合へ“丸ごと移管”し、住民のチェックを受けつつ、地域の課題に総合的に対応していこうという趣旨のものです。
- ・ 国出先機関は組織として動いているからこそ機能しており、それを切り分けてしまうと、本来の力を発揮できなくなる懸念もありますが、“丸ごと移管”であれば、組織を分断せずに、出先機関の機能そのまま、ガバナンスを国から地方へ切り替え、より住民ニーズに迅速かつ効果的に対応できます。
- ・ 特例法案においても、移譲対象事務等については、この“丸ごと移管”の趣旨に添い、移管対象機関が現在実施している全ての事務の根拠法が記載されています（※詳細については政令に委任）。

特例法案における関連規定

① 対象機関（第2条）

経済産業局、地方整備局、地方環境事務所

② 移譲事務等（第15条から第18条、別表第1から第3）

ア) 法律により規定された事務等

- ・ 経済産業局関係の移譲対象事務等については、第16条第1項及び別表第1により、現在実施している全ての事務の根拠法64法律を記載。
- ・ 別表第1に掲げる法律により規定された内閣総理大臣、経済産業大臣、経済産業局長の権限に属する事務等は、政令の定めるところにより移譲。（第15条、第16条第1項）

※ 地方整備局（第17条第1項、別表第2）、地方環境事務所（第18条第1項、別表第3）についても同様の規定。

イ) 政令又は主務省令により規定された事務等

政令又は主務省令で規定された事務等はそれぞれ、政令又は主務省令で定めるところにより移譲。（第15条）

今後の対応等

今後、“丸ごと移管”の趣旨に添い、移譲の対象外となる事務は必要最小限とし、国出先機関が残らないよう、必要な政省令などの整備がなされるよう求めていく。

【参考：関係条文】

（定義）

第二条

- 2 この法律において「移譲対象特定地方行政機関」とは、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

（事務等の移譲）

第十五条 特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、地方自治法第二百九十一条の二第一項の規定にかかわらず、法律により規定された事務等にあつては次条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定で、政令により規定されたものにあつては政令で、主務省令により規定されたものにあつては主務省令で、それぞれ定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。

（経済産業局関係の事務等の移譲）

第十六条 特定広域連合等が第七条第二項第二号に掲げる事項として経済産業局の名称が定められた事務等移譲計画について認定を受けたときは、当該事務等移譲計画に定められた開始日以後は、別表第一に掲げる法律により規定された内閣総理大臣及び経済産業大臣並びに経済産業局長の権限に属する事務等（同表に掲げる法律若しくは他の法律又はこれらの法律に基づく政令の規定により都道府県知事又は市町村長が行うこととされるものを除く。）のうち政令で定めるものであつて当該事務等移譲計画に定められた実施区域に係るものは、政令で定めるところにより、当該特定広域連合等の長が行う。

- 2 （以下略）

（地方整備局関係の事務等の移譲）

第十七条 ※ 第十六条と同様の規定

（地方環境事務所関係の事務等の移譲）

第十八条 ※ 第十六条と同様の規定

別表第一（第十六条関係）

- 一 公益信託ニ関スル法律

（以下省略。全 64 法律を列挙）

別表第二（第十七条関係）

- 一 砂防法

（以下省略。全 90 法律を列挙）

別表第三（第十八条関係）

- 一 公益信託ニ関スル法律

（以下省略。全 37 法律を列挙）

(2) 道路整備や河川管理などの国土保全是、国が果たすべき役割ではないか。

《考え方》

- ・ 国出先機関の移管後も、道路整備や河川管理について、国の役割や責任がなくなるものではなく、国が定めた基本政策のもとで、関西広域連合が具体的な事業執行を担っていくものです。
- ・ 特例法案においても、移譲事務等は当分の間、法定受託事務に区分され、また広域連合が事業の実施にあたり毎年度策定する実施計画においては関係省庁の同意を必要とするなど、国の一定の関与のもと、全国統一的な事務が確保されることとなっています。
- ・ なお、従来から道路や河川などの社会資本整備において、その維持管理も含め都道府県もその役割を十分に果たしてきています。
- ・ 国出先機関が移管されることにより、地方に委ねられた事業については、地方が主体的に事業の優先順位の決定に関与し、より地域の実情に応じた総合的な施策を迅速に展開することが可能となり、まちづくりや産業施策といった既存の地方自治体の事業との相乗効果も期待されます。
- ・ 一方、国出先機関の事務・権限の中には、むしろ府県や市町村が実施する方が合理的なものがあり、逆に現在府県が実施している事務で、広域連合に集約する方がより効果が期待できるものもあると考えられます。

こうしたものについては、移管後、広域連合として取り組むなかで整理をし、より適切な役割分担となるようにしたいと考えております。

特例法案における関連規定

① 事務の区分（附則第2条）

- ・ 当分の間、第1号法定受託事務とみなす。

② 国の関与等（第16条から第19条）

- ・ 事務の適正な実施を確保するため必要がある場合には、広域連合長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他）を政令で定めることができる。
- ・ 毎年度、事務の実施計画を作成し、当該事務を規定する法令を所管する省庁に協議し、その同意を得なければならない。

③ 関連する事務の集約（第5条）

- ・ 広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を、移譲事務と併せて実施するよう努めなければならない。

今後の対応等

国の関与が、現行地方自治法（第245条）の範囲で行われるものであることを確認していく。

【参考：関係条文】

（認定を受けた特定広域連合等の責務）

第五条 （略）

- 2 認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、第三条に定める基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

（経済産業省の事務等の移譲）

第十六条 （略）

- 2 前項の規定により認定を受けた特定広域連合等の長が行うこととされる事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。次条第二項及び第十八条第二項において同じ。）を政令で定めることができる。

※ 第十七条（地方整備局）、第十八条（地方環境事務所）も同様の規定。

（実施計画）

第十九条 認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、認定事務等移譲計画に定められた開始日の属する年度以降において毎年度、当該認定事務等移譲計画に係る移譲事務等の実施に関する計画（以下この条及び次条第四項第三号において「実施計画」という。）を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。（以下略）

（事務の区分の特例）

附 則

第二条 第一六条第一項、第十七条第一項及び第十八条第一項の規定並びに第二十三条の規定によりみなして適用される法令の規定により認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（都道府県の地方自治法第二条第八項に規定する自治事務と同種のものその他の政令で定めるものを除く。）は、当分の間、同法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

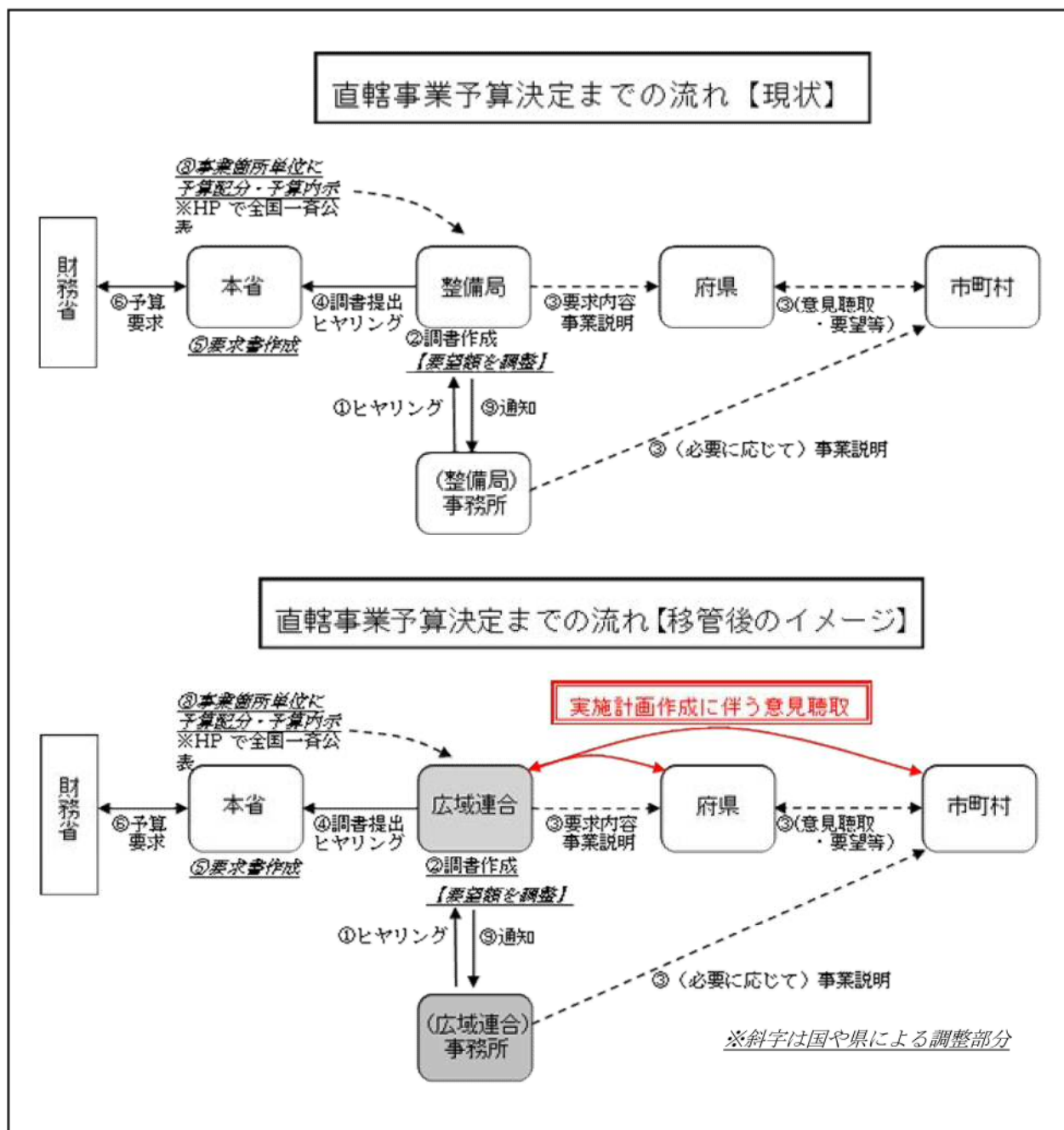
(3) 地方整備局をはじめとした国出先機関が関西広域連合に移管されれば、公共事業の箇所づけ権限なども同時に広域連合に移譲され、都市部を優先した事業採択が行われるのではないか。

《考え方》

- ・ 現在検討が進められている“丸ごと移管”については、現に国出先機関が所管している機能や組織・人員、財源をそのまま受け皿となる特定広域連合に移管することが原則となっています。
- ・ よって、現在、本省の権限である直轄国道の新設・改築など公共事業の「箇所付け権限」についてはこれまでと同様に本省権限として残されることとなると考えられます。

【参照次頁図：「事業予算決定までの流れ」

- ・ 一方で、特例法案では特定広域連合は移譲される事務事業の毎年度の実施計画を、関係する市町村の意見も聞きながら作成することとされており、公共事業において優先すべき箇所など、関西として統一した意思を表示することは可能と考えます。
- ・ また、こうした実施計画の策定においては、一部の地域の利害を優先するのではなく、オール関西の観点から適切な答えを見出していくことが当然肝要となります。



【参考：関係条文】

(実施計画)

第十九条 （略）

２ 認定を受けた特定広域連合等は、実施計画を作成し、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、当該実施計画に係る実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経なければならない。

2 管轄区域について

関西広域連合には奈良県が参加しておらず、近畿全般の事務・事業を行っている国出先機関を移管する場合、受け皿となれるのか。

《考え方》

- ・ 特例法案では、特定広域連合は、2以上の都道府県が加入し、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が、移管対象である国出先機関の管轄区域を包括するものとされています。
- ・ ただし、移管対象となる国出先機関の管轄区域のうち、相当の合理性が認められるもので政令で定める区域については、特定広域連合が包括すべき区域から除かれます。
- ・ 関西広域連合としては、引き続き、奈良県に対し加入を呼び掛けていきます。しかしながら、万が一加入が実現しなかった場合、特例法案では、区域から奈良県を除くことについて、相当の合理性があると認められる必要があります。
- ・ 相当の合理性については、柔軟に判断すべきでありますし、また、管轄区域の変更や、当該事務についていったん引き揚げたうえで広域連合に再委託するなど別の手立ても考えられるので、柔軟な対応を可能とするよう国に求めています。

特例法案における関連規定

① 特定広域連合の定義（第2条第3項）

現行の国出先機関の管轄区域は各府省組織令等で定められており、これと特定広域連合の区域を調整するため、次の規定を置いている。

ア 特定広域連合は、2以上の都道府県が加入する地方自治法第284条第1項に規定する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移管対象である行政機関の管轄区域を包括するもの。

イ ただし、当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令に定める区域は除く。

今後の対応等

管轄区域に含まれないこととする「相当の合理性」については、柔軟に判断すべきであり、また、管轄区域の変更等別の手立てを含む柔軟な対応を国に求めていく。

例（政令で定める区域のイメージ）

- ・ 例1 近畿地方整備局及び近畿経済産業局における福井県の扱い
⇒ 特定広域連合は、北陸ブロックに区分される福井県を包括せず近畿2府4県を包括し、両省組織令で、福井県は中部地方整備局及び中部経済産業局の管轄区域とする
- ・ 例2 近畿地方整備局における三重県（淀川水系木津川上流域の河川管理権限）の扱い
⇒ 特定広域連合は、中部ブロックに区分される三重県を包括せず近畿2府4県を包括し、国土交通省令で、三重県は中部地方整備局の管轄区域とする

【参考：関係条文】

（定義）

第二条（略）

2（略）

- 3 この法律において、「特定広域連合」とは、二以上の都道府県が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（移譲対象特定地方行政機関の管轄区域のうち、当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除き、（略）当該移譲対象特定地方行政機関の管轄区域をいうものとする。（略）。）を包括するものをいう。

3 大規模災害時等の緊急時オペレーションについて

(1) 東日本大震災では、地方整備局の働きにより幹線道路を迅速に復旧できたとのことだが、国出先機関を廃止することにより災害時の対応に支障が生じないのか。

《考え方》

- ・ “丸ごと移管”であるため、現在の出先機関の機能（人材・組織・資機材等）がそのまま広域連合に移ると共に、緊急災害対策等の対応手法もそのまま引き継がれることから、移管後もこれまでと同様の対応が可能です。
- ・ 東日本大震災の道路復旧などの対応にあたった全国の地方整備局からの応援部隊（TEC-FORCE）についても、平時から広域連合もその枠組みに参画し、いざ発災となれば国の指示の下で迅速に対応を行います。
- ・ また、広域連合からも国に対して援助の要請を行なえる仕組みを制度上担保しておけば、全国の他の出先機関との人員・資器材の相互動員といった対応が今まで通りスムーズに行えます。
- ・ 現行でも、緊急時に国の指示の下で自治体消防から精鋭を集めた緊急消防援助隊が被災地に派遣されるといった仕組みがあり、十分に機能しています。

(2) 緊急災害時には全国的な指揮系統の下での対応が必要。国出先機関が移管されると、指揮系統が複雑化し、迅速かつ機動的な対応が困難になるのではないのか。

《考え方》

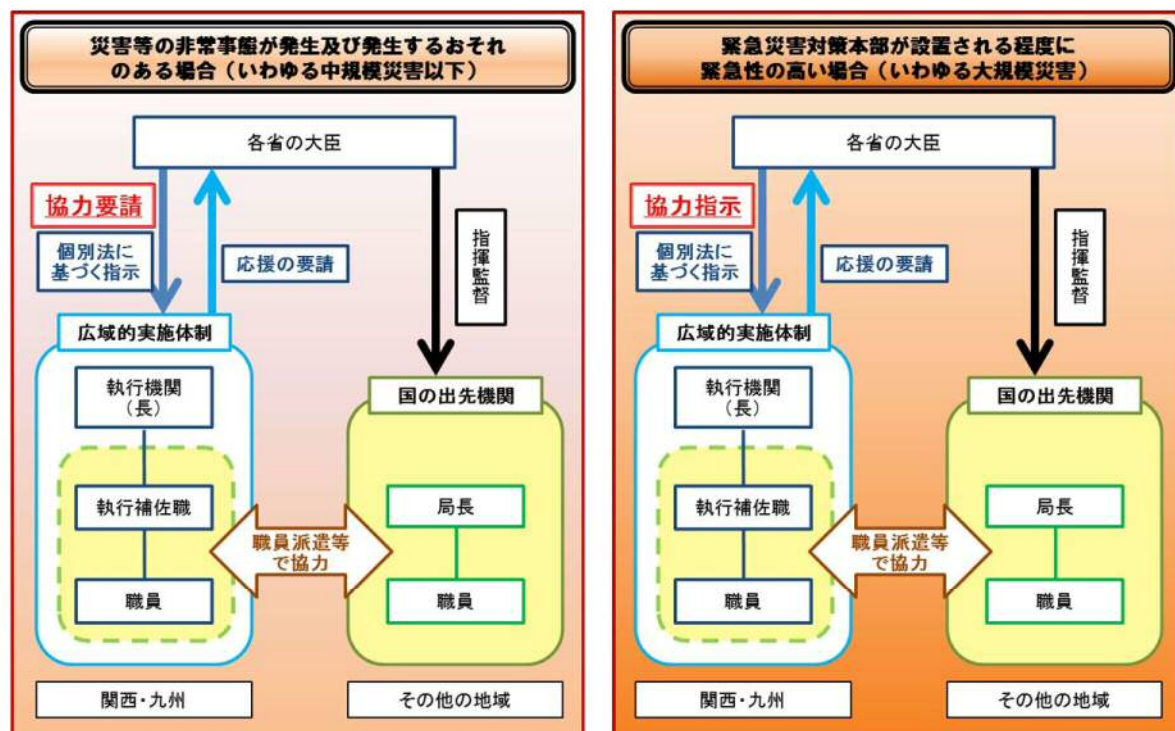
- ・ 現在の国土交通大臣と地方整備局との関係が、大臣と特定広域連合の関係となるだけであり、実質的に指揮系統は変わりません。
- ・ 特例法案においては、災害などの非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、国は特定広域連合の長に対して職員の派遣その他必要な協力を要請することができ、特定広域連合はその事務遂行に著しい支障のない限り、その要請に応じなければならないとされています。
- ・ また、緊急災害対策本部が設置されるなど緊急性が高い場合は、国は特定広域連合の長に対し必要な措置を講じるよう指示できるとされており、国から指示があった場合は当然、それに従うこととなります。

【参照次頁図「特例法案による大規模災害時等の緊急時のオペレーションイメージ」】

- ・ さらに、特例法案においては、詳細は政令に委ねられているが、特定広域連合及びその職員を、国出先機関及びその職員とみなして災害対策基本法などの国民の生命、身体若しくは財産の保護のための法令の規定を適用するとしており、緊急時の対応には十分配慮がなされています。
- ・ “丸ごと移管”後は、関西広域連合が策定する広域防災計画に、移管を受けた国出先機関のそれぞれの機能を加え、現場を担う府県や市町村との連携が強化されることで、情報集約機能や調整機能が向上し、より迅速・一体的な「横つなぎ」の対応が可能になると考えています。

【参照次頁図「丸ごと移管後」の緊急時対応における機能強化】

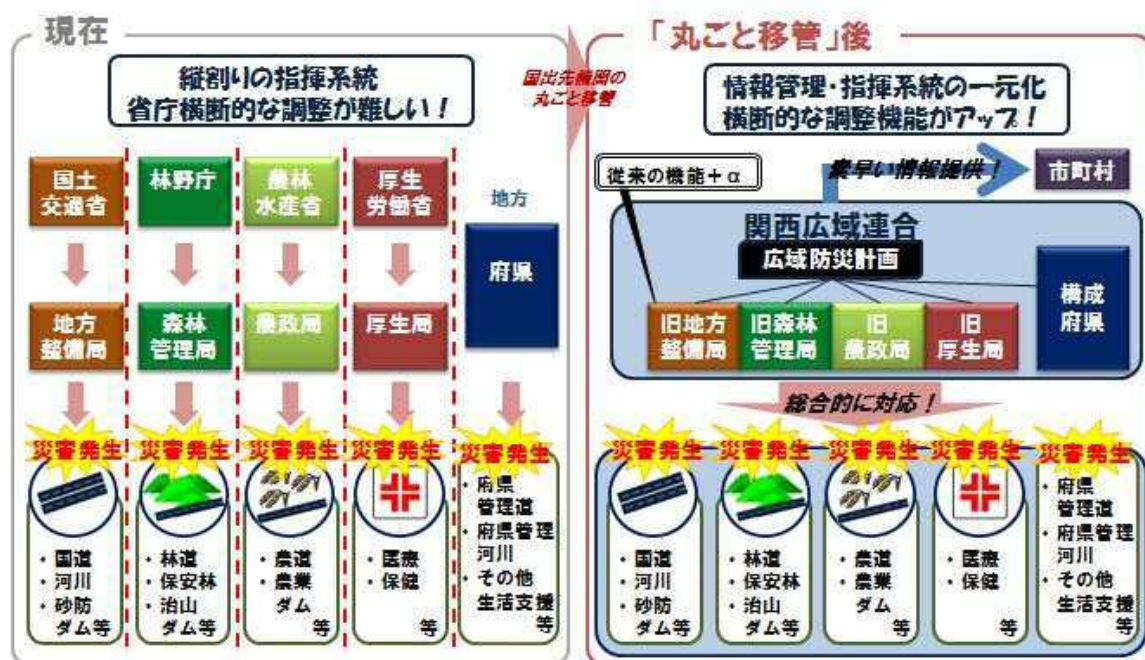
特例法案による大規模災害時等の緊急時のオペレーションイメージ



※災害対策基本法及び地方自治法の規定により、広域の実施体制からも国に対して職員の派遣の要請が可能。
 ※災害対策基本法の規定により、緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置された場合は、上記の指示・要請に加え、別途各本部長（内閣総理大臣又は防災担当大臣）が広域連合に指示可能。

「丸ごと移管」後の緊急時対応における機能強化

- 現在の国出先機関においては、縦割り行政により所管をまたがるものについては調整に時間を要する。
- 連合に移管されることにより、情報集約機能・調整機能が強化。※従来の国の全国的な支援体制等の機能は維持。府県が行う業務との連携も強化することにより、総合的・統一的な対応が可能。
- 広域防災計画などを作成し平常時から備えることにより、緊急時においてより迅速な支援・受援が可能となる。



(3) 構成府県等が広域的に被災した場合、府県知事等はそれぞれの対応で手いっぱいとなり、迅速な意思決定ができないのではないか。

《考え方》

- ・ 特定広域連合の意思決定は、長が特定広域連合委員会と調整しながら意思決定を行うことが原則ですが、緊急時には、連合長が指揮を執ることは当然のことと考えています。
- ・ 特定広域連合の長の府県が被災した場合でも、当該府県の災害対策本部長としての役割を果たしつつ、特定広域連合の長としてのリーダーシップを発揮できないはずがないと考えています。
仮に、指示が出来ない状況に陥っても、広域連合長に代わって指揮する緊急時の指揮者と、その権限継承順位を定めておけば、迅速な意思決定、対応が可能です。
- ・ また、特例法案では、常勤かつ専任の「移譲事務等の執行を補佐する職」の設置が規定されており、あらかじめ一定の業務執行権限を委任するなど、広域連合の組織を有効に活用すれば対応が可能です。

特例法案における関連規定

① 非常事態における国の要請、指示（第 24 条、第 25 条）

- ア 災害時の非常事態には、国が特定広域連合の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。これに対し、特定広域連合は、事務の遂行に著しい支障がない限り、要請に応じなければならない。
- イ 緊急災害対策本部が設置される程度に緊急性の高い場合には、国が特定広域連合の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずること指示できる。

② 他法令の適用（第 23 条）

災害対策基本法など国民の生命、身体若しくは財産の保護のための法令の規定（政令で定めるもの）については、特定広域連合又はその職員は、国の地方行政機関又はその職員とみなして、その規定を適用する。

③ 執行を補佐する職の設置（第 21 条）

移譲事務等の円滑な実施のため、移譲計画毎（＝対象となる国出先機関毎）に、長を補佐し、当該移譲事務等を監督する常勤の職を置く。

今後の対応等

- ① 非常事態における国の特定広域連合の長に対する要請等が規定されたことから、逆に関西広域連合から国に要請することも当然可能と考え、引き続き、運用上、担保されるよう求めていく。
- ② 他法令の適用については、無限定に範囲を広げると特定広域連合が国の下部組織となりかねないので、そうならないよう、災害対策基本法等、その適用範囲を必要最小限とするよう求めていく。

【参考：関係条文】

（移譲事務等の執行を補佐する職の設置）

第二十一条 認定を受けた特定広域連合等に、移譲事務等の円滑かつ確実な実施のため、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。

- 2 前項の職にある職員は、地方自治法第二百九十一条の四第四項の規定にかかわらず、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であって、非常勤のものを除く。）又は他の地方公共団体の議会の議員若しくは長その他の職員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であって、非常勤のものを除く。）と兼ねることができない。

（他の法令の適用）

第二十三条 認定を受けた特定広域連合等又はその職員については、政令で定めるところにより、国の地方行政機関又はその職員とみなして、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第四号その他の国の地方行政機関又はその職員に関する法令の規定（国民の生命、身体若しくは財産の保護、国民の利便の確保又は地域における行政の適切な実施のために設けられたものとして政令で定める規定に限る。）を適用する。

（非常事態における管轄行政機関の長の要請）

第二十四条 認定事務等移譲計画において第七条第二項第二号に掲げる事項としてその名称が定められた移譲対象特定地方行政機関（以下「移譲元特定地方行政機関」という。）を当該認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日に管轄していた国の行政機関の長（次条において「管轄行政機関の長」という。）は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等（次項、次条及び第二十六条において「移譲先特定広域連合等」という。）の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を受けた移譲先特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

（非常事態における管轄行政機関の長の指示）

第二十五条 管轄行政機関の長は、災害対策基本法第二十八条の二に規定する緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために移譲先特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、移譲先特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

4 市町村との関わりについて

- (1) 国出先機関の移管に際して、市町村からの意見をどのように聴取するのか。
また、毎年の事業実施に際して、市町村からの意見をどのように聴取するのか。

《考え方》

- ・ 特例法案では、国出先機関の受け皿となる特定広域連合が、事務等の移譲を受けるために事務等移譲計画を策定しようとするときは、あらかじめ、区域の全部又は一部が含まれる都道府県・市町村の意見を聴くこととされています。
また、毎年度策定する実施計画においても同様に意見聴取することとされています。
- ・ 関西広域連合も国に対して、特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定することも提案しており、それに対して国は次頁の仕組み（イメージ）※を示しています。
【※参照次頁「市町村の意見反映の仕組み（案）（イメージ）」】
- ・ 現状において、国出先機関と市町村長の協議の場がないことを考慮すると、このような仕組みにより従来よりも手続きが透明化され、より地域の意思を反映しやすくなるものと考えます。
- ・ なお、意見聴取の具体的な仕組みについては今後検討していくことになりますが、特に市町村に影響を及ぼす項目については、できるだけ丁寧にご意見を伺いたいと考えています。

特例法案における関連規定

① 事務等移譲計画（第7条第3項）

移譲事務や実施体制を明確にするために「事務等移譲計画」を特定広域連合が作成する際、内閣総理大臣への認定申請に先立ち、当該実施区域内の都道府県及び市町村の意見を聴く。

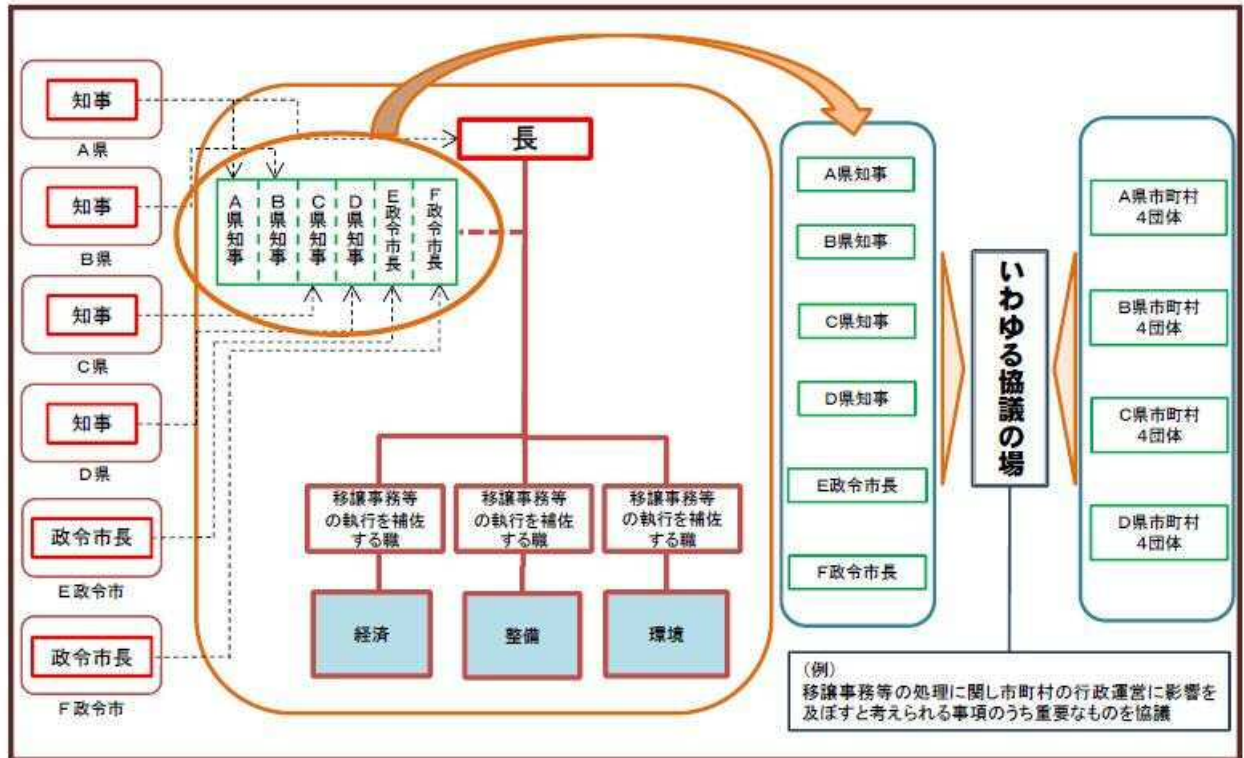
② 実施計画（毎年度策定）（第19条第2項）

毎年度、特定広域連合が移譲事務等の実施に関し「実施計画」を作成する際、関係大臣の同意を得る前に、当該実施区域内の都道府県及び市町村の意見を聴く。

今後の対応等

- ① 事務等移譲計画及び実施計画の策定にあたり、関係市町村の意見を聴くことについては積極的に対応する。
- ② さらに、関西広域連合から国に対して、特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定することも提案している。

市町村の意見反映の仕組み（案）（イメージ）



3. 概要（イメージ）

協議の場の具体的な仕組みは、特定広域連合等が地域の実情を踏まえつつ柔軟に設定することが可能であるが、具体的なイメージとしては以下のものが考えられる。

（1）構成

特定広域連合を構成する構成団体の長、構成府県毎の市長会、町村会、市議会議長会及び町村議会議長会の各代表者

（2）協議の対象

移譲事務等の処理に関し市町村の行政運営に影響を及ぼすと考えられる事項のうち重要なもの

（3）招集等

特定広域連合の長は、毎年度、一定回数、協議すべき具体的事項を示して協議の場を招集する（臨時に招集することも可能。）。また、市町村関係者側から招集を求めることができる。

（4）協議結果の尊重

協議が調った事項については、協議の場に参加した者は、協議結果を尊重しなければならない。

(2) 移管後も箇所付けの要望先が国から広域連合に変わるだけで、市町村にとって大きなメリットはないのではないか。

《考え方》

- ・ 国の直轄事業の箇所付けについては、現在は府県が市町村の意見を伺って地方整備局に要望することが多く、その結果は政府予算案を見て知るという流れで、透明性に乏しいものとなっています。
- ・ 特例法案では、国出先機関の移管の後、特定広域連合は毎年度の事業計画を策定することとなりますが、策定に当たり、関係市町村の意見を聴取することとされています。
- ・ その過程を通じて、事業の箇所付けについて地域ニーズをくみ上げやすくなるとともに、より説明責任を果たすことができると考えています。

(3) 地域主権の担い手は基礎自治体である。国・広域連合・府県・市町村との役割を明確化したうえで、国出先機関の移管によって府県に権限が集中しないよう、市町村に事務を移譲することも必要なのではないか。

《考え方》

- ・ 移譲対象事務やそれに伴う組織・財源の仕分けに時間を費やし、頓挫してきた過去の改革の経験を踏まえ、国出先機関の事務・権限の“丸ごと移管”を求めているところです。
- ・ 国出先機関が実施している事務・権限の中には、むしろ市町村でこれを実施する方が、行政サービスの向上や効率・効果的な行政執行の観点から、より適当なものもあると考えられます。当面、広域連合で一元的に実施する中でより良いあり方を模索していきたいと考えています。
- ・ また各構成府県においても、近接性・補完性の原則から、それぞれが実施する事務・事業で市町村が実施することが妥当なものについては、特例条例を通じて移譲を進められるものと認識しています。

【参考：関係条文】

（事務等移譲計画）

第七条 （略）

- 3 特定広域連合等は、事務等移譲計画を作成しようとするときは、あらかじめ、当該事務等移譲計画において定めようとする実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経なければならない。

（実施計画）

第十九条 （略）

- 2 認定を受けた特定広域連合等は、実施計画を作成し、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、当該実施計画に係る実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経なければならない。

5 構成団体間の利害調整と迅速な意思決定について

- (1) 構成団体間の利害対立などにより迅速な意思決定が行えないのではないのか。
1人の知事が他府県のことを合理的に判断できるのか。

《考え方》

- ・ 関西広域連合の運営については、これまでも構成府県の知事で構成する広域連合委員会において、忌憚なく議論する中で、被災地支援や広域計画、予算・決算等、広域連合の重要方針など迅速かつ適切に意思決定を行っており、今後の利害調整においても十分機能しうるものと考えています。
- ・ 国出先機関の移管後、毎年度の事業実施計画の策定などにおいて、構成府県の利害が対立した場合の調整に対して懸念を示す向きもありますが、例えば実施計画の策定に先立ち、客観的な指標に基づく中長期計画を策定しておくことや、この計画策定にあたり公開の場で審議を経ることなど公平性・透明性のある仕組みを構築することで対応が可能です。

- (2) 従来の3層構造（国、府県、市町村）が4層構造（国、連合、府県、市町村）となることで屋上屋を重ね、かえって意思決定が遅くなるのではないのか。

《考え方》

- ・ 広域連合は府県と政令市から構成されていますが、その役割は、これまで府県が単独では取り組めなかった広域事務に取り組むものであり、屋上屋を重ねるとは考えていません。
- ・ 関西広域連合は最終的には、近畿農政局など内政に係る全ての国出先機関の移管をめざしており、これにより省庁縦割りの弊害が是正され、より一体的な総合行政が可能となります。例えば、単に川の中だけの治水対策を考えるのではなく、森林整備や農地利用、土地利用規制など総合的な流域管理を実施しやすくなります。
- ・ 地元の実情に通じた地方に国出先機関が移管されることで、府県や政令市と連携し、より効率的・一体的な対応が可能になります。

特例法案における関連規定

① 理事会制の適用除外（第 20 条第 1 項）

特定広域連合については、執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする規定は準用せず、執行機関は独任制とする。

② 特定広域連合委員会の設置（第 20 条第 2 項～第 6 項）

ア 運営に構成団体の多様な意見を反映させるため、規約において、構成団体の長を構成員とする合議制の特定広域連合委員会を設置することができる。

イ 特定広域連合の長は、予算案、条例案、実施計画、その他重要事項に関し特定広域連合委員会の意見を聴くものとする。

ウ 特定広域連合の長は、特定広域連合委員会の意見を勘案し、必要と認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

今後の対応等

① 特定広域連合委員会をはじめとした広域連合の執行機関や補助機関の具体的なあり方については、広域連合の自主性を尊重すべきである。

② 移管後においては、国出先機関の組織と関連する広域連合の事務局組織の統合や会計・人事等の総務部門を一元化するなど組織の効率化を図ることも検討していく。

【参考：関係条文】

（執行機関等の特例）

第二十条 認定を受けた特定広域連合については、地方自治法第二百九十一条の十三の規定にかかわらず、同法第二百八十七条の三第二項の規定は、準用しない。

2 認定を受けた特定広域連合は、当該特定広域連合の規約で定めるところにより、当該特定広域連合の長の附属機関として特定広域連合委員会を置くことができる。

3 特定広域連合委員会は、認定を受けた特定広域連合を組織する地方公共団体の長のうちから当該特定広域連合の規約で定めるものをもって組織する。

4 特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、次の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとする。

一 条例の制定又は改廃につき、認定を受けた特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。

二 予算を調製しようとするとき。

三 実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。

四 前三号に掲げるもののほか、認定を受けた特定広域連合の施策に関する重要事項であって当該特定広域連合の規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。

5 認定を受けた特定広域連合の長は、前項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、特定広域連合委員会の運営に関し必要な事項は、特定広域連合委員会が定める。

6 職員の引継について

人員移管にあたって、これまで国出先機関の業務を担ってきた人材が確保できるのか。

《考え方》

- ・ 特例法案では、移管対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、当該特定広域連合の相当の職員になる旨規定されています。
- ・ 事務等の移譲に伴う人員の移管等の取り扱いについては、技術や専門性を有する人材を着実に引き継ぐとともに、円滑な移管を実施する必要があります。

特例法案における関連規定

① 職員の引継等（第 28 条）

移管対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合の相当の職員になる。

今後の対応等

- ① 今後、給与を含む処遇など具体的な検討が必要な事項もあり、国の人材調整準備会合（各省政務官レベル）のほか、地方側も含めた実務者レベルの検討組織を求め、国と協議を進めていく。
- ② 特に、これまで国出先機関の業務を担ってきた人材を着実に確保できるよう、本省との人事交流等必要な措置についても協議していく。

【参考：関係条文】

（職員の引継ぎ等）

第二十八条 認定事務等移譲計画に定められた開始日の前日において現に当該認定事務等移譲計画に係る移譲元特定地方行政機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該開始日において、当該認定事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等の相当の職員となるものとする。

7 財源措置について

国出先機関が地方に移管されても、十分な財源が確保されるのか。

《考え方》

- ・ 国の責任において財源が確保されることは、地方が国出先機関の移管を受ける前提となるものです。
- ・ 特例法案においては、「国は、必要な財政上の措置を講ずる」と規定されており、現行と同水準の行政サービスが維持できるよう、人件費を含め、国において法の規定に沿って必要な措置を講ずるよう求めています。

特例法案における関連規定

① 財源措置（第 38 条）

事務等の移譲を受けた特定広域連合が必要とする経費について、改革の基本理念に沿って、国が必要な財政上の措置を講ずる。

今後の対応等

- ① 住民福祉の確保・向上の観点からも「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保」されるよう、国に要請していく。
- ② また、財政上の措置について異議のある場合には、特定広域連合から国に対して必要な措置の要請ができるよう手続きを整えることを求めている。
- ③ さらに、どのような形で予算措置がされるのか（交付金形式等）明らかにするよう求めている。

【参考：関係条文】

（財政上の措置）

第三十八条 国は、第三条に定める基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【参考：3 機関の職員数、予算等】

機関名	職員数 (人)	予算額 (百万円)	組織 (本局を除く、下部機関の数)
近畿経済産業局	298	28,048	神戸通商事務所 1
近畿地方整備局	2,524	961,997	事務所 32、出張所等 76
近畿地方環境事務所	40	897	自然保護官事務所 6
計	2862	990,942	

※現員数：H23.2 調査、予算額：H21 決算（関西広域連合調べ）